

産科入院算定(自費)に係る消費税の誤請求について

産科入院(自費)の一部において、本来課税すべきではない消費税を誤って算定し、請求していたことが判明いたしましたので、その概要について、お知らせいたします。

1. 事案の概要及び発生原因

(1) 概要

令和 7 年 5 月 13 日、医事業務の委託業者の報告により、産科入院算定(自費)の一部について、消費税を課税し、誤請求していたことが判明しました。

判明後、民法の消滅時効(10 年間)に基づき、過去 10 年間の産科入院算定について、全件調査を実施し、その結果、対象者数 740 名、総額 388,210 円の請求誤りが確認できましたので、対象の方々に「誤請求のお詫びと返金対応」の通知を郵送し、返金対応を行います。

なお、判明した 5 月 14 日以降は、医事会計システムの設定を修正し、正しい額で請求しております。

(2) 発生原因

- ①委託業者における産科入院算定について、複数人によるチェック体制が構築されていなかった。
- ②病院及び委託業者双方が医事会計システムの仕様(課税・非課税の切替)について、理解が不足しており、医事会計システムにおいて、特定の判別項目を設定することが可能であったが、その設定が行われていなかった。

2. 誤請求の対象

- (1)対象期間：平成 27 年 4 月 1 日～令和 7 年 5 月 13 日(民法の消滅時効(10 年間))
- (2)主な項目：保険適用がある産科入院に係る自費請求分(アルファーマット(血液や体液等を吸収するマット)、腹帯(術後の腹部を保護)、室料差額、胞衣処理料、ラミナリア(分娩誘発や流産の処置時に子宮頸管拡張に用いる医療機器)等)
- (3)対象者数：740 名(市内 318 名、市外 422 名)
- (4)総 額：464,897 円(誤請求分 388,210 円、損害遅延金(民法の法定利率)76,687 円)
(一人平均 628 円、一人最大 47,396 円)

3. 対象者への通知(お詫び及び返金対応)について

対象者の方々には「誤請求のお詫びと返金対応」の通知を郵送いたします。

なお、返金に際しては、誤請求額に遅延損害金(民法の法定利率)を加算し、本人指定の金融機関口座への入金を基本に対応いたします。

4. 再発防止策

消費税制度に対する病院職員及び委託業者の認識が不十分であったことや、個々の知識に頼った体制であったことなどから、今後は、病院職員及び委託業者等を対象とした法令や制度(各種通知)に関する勉強会等の実施、複数人で業務のチェックを実施するなど、組織全体として再発防止に取り組んでまいります。

以上

◇問い合わせ 稲城市立病院 事務部 医事課
TEL 042-377-0931(代表)
※平日、午前 9 時から午後 5 時まで